

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	被災者台帳の作成に関する事務 基本項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	・災害対策基本法に基づき、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるため、被災者台帳の整備を行う。 ・災害時において、主に被災者への罹災証明書の発行や災害見舞金の支給などの各種支援業務を行う。
③システムの名称	被災者支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表55の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [未定]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1) 情報照会の根拠 80の項 (2) 情報提供の根拠 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理部危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 危機管理部危機管理課 電話:0596-21-5523
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

「基礎項目評価書及び重点項目評価書」

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

「十分である」

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

- 1) 特に入力している
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる
リスクへの対策は十分か

[]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスク
への対策は十分か

[]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	4・情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和7年3月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク管理 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク管理 11. 最も優先度が高いとされる対策		項目の追加	事後	